

<月次報告様式（新様式 令和5年4月～）>

令和7年度 公文書開示（5月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R7. 4. 17	R7. 5. 1	TOKYOふたりSTORY AIマッチングシステムについての以下の文書 ・男女別の会員数	1	1															生活文化局都民生活部地域活動推進課
2	R7. 4. 17	R7. 5. 1	TOKYOふたりSTORY AIマッチングシステムについての以下の文書 ・男女別の、週に一度以上ログインを行っているユーザー数 ・会員を検索する「検索サービス」において、週に一度以上ログインを行っていないユーザーに対して「申し込み」が行われた割合 ・成婚と真剣交際を理由とした退会数					1											当該公文書は実施機関において作成及び取得しておらず、存在しない。	生活文化局都民生活部地域活動推進課
3	R7. 4. 19	R7. 5. 2	①:文部科学省から、私立学校を担当する東京都生活文化スポーツ局宛に周知された民法等の一部を改正する法律(令和6年法律第33号)の通知メール及び文書 ②:①の通知文書を、都内の私立学校へ通知した内容					1											当該公文書は実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	生活文化局私学部私学行政課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号
4	R7. 5. 1	R7. 5. 16	令和〇年〇月〇日付事務所備え付け書類の提出について(令和2年度)、令和〇年〇月〇日付事務所備え付け書類の提出について(令和3年度)、令和〇年〇月〇日付事務所備え付け書類の提出について(令和4年度)、令和〇年〇月〇日付事務所備え付け書類の提出について(令和5年度)	24		1					1	1	1		1				【東京都情報公開条例第7条第2号】 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため 【東京都情報公開条例第7条第3号】 宗教法人の事業活動に関する情報であり、宗教行為及び信仰に関連する情報が含まれているため、公にすることにより当該法人の権利その他利益が損なわれると認められるため 【東京都情報公開条例第7条第4号】 偽造等による犯罪の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるため 【東京都情報公開条例第7条第6号】 宗教法人の事務運営に関する情報であり、法人が規則等に従ってその目的に沿った活動を行っていることを所轄庁が把握するために提出を義務づけている書類であって、公にすることは、信教の自由を妨げることがないようにという宗教法人法の趣旨、目的に反するため、宗教法人の所轄庁への信頼を損ない、宗務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局都民生活部管理法人課
5	R7. 5. 1	R7. 5. 16	宗教法人〇〇(認証番号〇〇)について、平成30年度以降に、東京都生活文化局都民生活部管理法人課宗教法人担当が作成した文書					1											当該公文書は実施機関において作成しておらず、存在しない。	生活文化局都民生活部管理法人課
6	R7. 5. 16	R7. 5. 22	宗教法人「〇〇」の現在の規則	9		1					1		1						【東京都情報公開条例第7条第2号】 責任役員の氏名及び住所は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため 【東京都情報公開条例第7条第4号】 印影を開示することとなると、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局都民生活部管理法人課
7	R7. 5. 12	R7. 5. 26	特定非営利活動法人〇〇の平成〇年〇月〇日收受 特定非営利活動法人設立認証申請書類のうち定款 付則(2)別表	1		1					1								【東京都情報公開条例第7条第2号】 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため	生活文化局都民生活部管理法人課